

新型コロナウイルス感染症の発生 に乗じた犯罪等に注意！！



～店舗等にかかる犯罪編～

新型コロナウイルス感染症に関して、全国に寄せられた相談や被害についてお知らせします。

- 万引き (店舗からマスク等が盗まれた)
- 職場ねらい (転売目的で職場からマスクが盗まれた)
- 軽犯罪法違反 (店舗前設置の自動販売機に、「大量のマスクをストックしています」等と記載された張り札をされた)
- 非侵入窃盗その他 (店に備え付けのトイレトーパーや消毒液が盗まれた)
- 暴行・傷害 (マスク購入の列に割り込まれ、注意したところ、両肩を掴まれた)
- 威力業務妨害 (ドラッグストアの店員に「俺コロナだから」などと叫びながら、咳をしたり息を吹きかけたりして店内を混乱させ営業を不能にした)
- 医薬品医療機器等法律違反 (ネット上で、新型コロナウイルス検査キットを広告している)
- 詐欺 (会社宛てに新型コロナウイルスの助成金が国から出る。社員1人につき50万円が支払われると電話がかかってきた)
- フィッシング詐欺 (正規サイトに似たフィッシングサイトを設置され、コロナに関する虚偽の内容のフィッシングメールが送信された)

<被害防止ポイント>

- ★盗難被害に遭わないための防犯対策をとりましょう。不審な人が来店した場合の対応について、店員間で情報共有しておきましょう。
- ★店舗や会社の施錠を確実にいきましょう。
- ★防犯カメラやセンサーライトなどを取り付けると、被害防止に有効です。
- ★不審なURLや添付ファイルは、絶対に開かないようにしましょう。

不審に感じたら110番！

相談は、警察署又はけいさつ相談室(#9110)までお問い合わせ下さい！

